



TOYOTA GAZOO Racing GR86/BRZ Cup 2026

各規則の条文タイトルに〔共通〕表記のある条文は両シリーズ共通規則として、条文内にシリーズ名の表記がある条文は、それぞれのシリーズ規則として適用される。

競技規定（暫定）

第1条 大会〔共通〕

「TOYOTA GAZOO Racing GR86/BRZ Cup 2026」（以下、「GR86/BRZ Cup」）は、国際自動車連盟（以下、「FIA」）の2026年国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した、2026年一般社団法人日本自動車連盟（以下、「JAF」）国内競技規則・国内競技車両規則およびその細則、トヨタカーズ・レース・アソシエーション（以下、「T.R.A.」）が発行するGR86/BRZ Cup競技規定・車両規定、各大会特別規則書および各サーキット規定に従って開催される。

第2条 組織〔共通〕

1. GR86/BRZ Cupは、T.R.A.の主管により運営される。各大会オーガナイザーはJAF公認のもと、シリーズ名称を付したレースを組織、開催する。大会組織委員会、大会審査委員会、競技役員は各大会の特別規則書にて公示される。
2. T.R.A.は、シリーズとしての統一性維持および各オーガナイザーの競技役員に協力する目的で「レースディレクター」「テクニカルディレクター」を各大会に派遣する場合がある。
 - ①. レースディレクターは大会競技長と協議をしながら役務を遂行する。レースディレクターの役務は、大会期間中に発生した違反行為の判定に関して、シリーズを通じた独自の判断に基づく提言を大会競技長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。
 - ②. テクニカルディレクターは大会競技長、レースディレクターおよび大会技術委員長と協議をしながら役務を遂行する。テクニカルディレクターの役務は、大会期間中に発生した車両規定の判定・解釈に関して、シリーズを通じた独自の判断に基づく提言を大会技術委員長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。
 - ③. ただし、レース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限を大会競技長および大会技術委員長に移譲する。

第3条 規則の熟知と遵守〔共通〕

1. 参加者はレースの諸規則ならびに当該大会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、各大会オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。
2. 参加者は秩序ある行動をとること。そして相互に、また競技役員を含む全ての関係者に対して攻撃的または侮辱的な言動をとる事は厳に慎まなければならない。暴言を発する行為や威嚇的な振る舞いを行い、この条項に違反した場合は罰則が与えられる。

第4条 シリーズ構成〔共通〕

1. GR86/BRZ Cupは、下記のシリーズで構成される。
 - ①・「クラブマンシリーズ」



②・「プロフェッショナルシリーズ」

なお、シリーズに含まれない特別戦を開催する場合は、別途、詳細に関して公示する。

第5条 ドライバーの参加資格・装備品〔共通〕

1. 参加資格

- ①. T. R. A. レーシングパスポートに登録されたT. R. A. 認定ドライバー。
- ②. 日本の普通自動車以上の運転免許証、またはそれに相当する外国の免許証所有者。
- ③. 2026年に有効なJAF国内競技運転者許可証A以上の所持者。もしくはJAF以外のASN発給の同様ライセンス所持者。ただし、その場合は、FIA国際モータースポーツ競技規則に定められた海外レース出場申請が済んでいること。
- ④. T. R. A. 認定ドライバー

以下の条件に該当しプロフェッショナル認定をされたドライバーは、クラブマンシリーズに参加することが出来ない。最終的なドライバー認定は、T. R. A. が行うこととする。

- ・全日本レース選手権相当のカテゴリーでの入賞者
- ・海外トップカテゴリー（FIA-F2、GP2、インディカーシリーズ等）の各選手権での入賞者
- ・スーパーGT/スーパーフォーミュラもしくは同等カテゴリーへの参戦実績のあるドライバー
- ・86/BRZ Race 2013/2014各シリーズチャンピオンおよび2015～2021プロフェッショナルシリーズの年間ランキングトップ10入賞者
- ・GR86/BRZ Cup 2022～2025プロフェッショナルシリーズの年間ランキングトップ10入賞者
- ・その経緯からプロフェッショナルドライバーとみなされるドライバー

ただし、上記に該当するが、最終入賞・参戦から10年を経過している場合、または2026年1月1日時点で満60歳以上のドライバーは対象から除外とする。

2. 装備品

JAF国内競技車両規則第5編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従い装備品を整えること。ただし、競技用ヘルメットについては四輪用のフルフェイスタイプの装着および耐火炎アンダーウェアの着用を義務付ける。またクール・アンダーウェアを使用する場合は、FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項に従い、着用すること。なお、大会期間中に、当該大会技術委員長が必要と判断した場合、装備品の確認を求めることがある。

第6条 参加車両〔共通〕

参加車両は、T. R. A. レーシングパスポートに登録・記載されたもので、別掲の車両規定に合致したものでなければならない。

第7条 保険〔共通〕

1. 各大会の大会特別規則書の規定に従うこと。
2. 各大会の大会特別規則書に規定が無い場合、ドライバーは900万円以上、チームクルーは400万円以上の有効な保険に加入していなければならない。

第8条 抗議権〔共通〕



1. 抗議権は、競技参加者のみが有するものである。
2. 抗議は、J A F が規定する抗議料を添えて、「J A F 国内競技規則 1 2 抗議」に定められる手続きにて行わなければならない。
3. 無根拠や邪意による抗議を行ったと判断された場合、抗議料の没収や罰則を課される場合がある。

第9条 罰則〔共通〕

1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーは F I A 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」、当該大会に有効な安全規定およびそれに準ずる規定を遵守しなくてはならない。当該大会競技役員からこの条項の違反行為と判断され、当該大会審査委員会より罰則（訓戒を含む）を科せられたドライバーは、T. R. A. により罰則内容が公示される。

- ①. 罰則内容が公示された 1 件ごとに T. R. A. が危険行為もしくは違反行為に該当すると判断した場合、下記ペナルティーポイントが付与される。また罰則内容により、レースディレクターが必要と判断した場合、ペナルティーポイントを加点し、付与される。

主な違反内容	旗信号無視 (複数周回)	他車への 衝突行為	旗信号無視	走路外追越・ 走路外走行複数回	安全確認不足
主な事例	D ボード無視/ 複数周回の 旗無視	他車を 巻き込む 行為	黄旗区間/ SC 中の 追越・スピン等	走路外からの追越行為・走 路外走行複数回	コース外から 復帰時 安全確認不足
基準 点数	2 点	2~3 点	1~2 点		

・累積ペナルティーポイントは年度を跨いで累積されるが、最終ペナルティーポイントが付与されてから 1 年間を経過すると全て削除される。

・当該シリーズ 1 大会参加後、新規ペナルティーポイント 0 点の場合、1 点減算される。

(0 点以下にはならない)

・事例が重複する場合は、ポイントが合算される場合がある。

- ②. ペナルティーポイントは参戦したシリーズ毎に加算・減算され、その累積点数（加算時のみ）により当該シリーズ次回参加時に下記表によりペナルティーが科せられる。

	GR86/BRZ Cup プロフェッショナル	GR86/BRZ Cup クラブマン
累積点数	罰則内容	
4 点	6 グリッド降格 or 2nd タイムまで抹消	3 グリッド降格 or 1st タイム抹消
5 点	10 グリッド降格 or 3rd タイムまで抹消	5 グリッド降格 or 2nd タイムまで抹消
6 点以上	厳罰（シリーズポイント剥奪/T.R.A. レーシングパスポート登録抹消/出場停止等）	

・次回参加大会の参加台数判明後、ペナルティー内容（グリッド降格 or タイム抹消等）を決定し、公示。

2. 車両規定違反

ドライバーおよび参加者は GR 8 6 / B R Z C u p 車両規定、該当する J A F 国内競技車両規則および当該サーキットの車両規定を遵守しなければならない。当該大会競技役員からこの条項の違反行為と判断され、当該大会審査委員会より罰則（訓戒を含む）を科せられたドライバーは、T. R. A. により罰則内容が公示される。また T. R. A. が行う車両検査により、違反行為と判断した場合も罰則内容が公示される。罰則内容が公示された 1 件ごとに T. R. A.



が違反行為に該当すると判断した場合、ドライバー、参加者、車両に対して、厳罰（シリーズポイント剥奪／T. R. A. レーシングパスポート登録抹消／出場停止等）が科せられる。

第10条 T. R. A. 管理スペース〔共通〕

1. T. R. A. 管理スペースの提供

参加者はT. R. A. および協賛各社、当該オーガナイザーの為に車両のT. R. A. 管理スペースを提供しなければならない。

2. T. R. A. 指定ステッカーの貼付

T. R. A. 指定ステッカーの貼付位置および角度は「T. R. A. 指定ステッカー位置」参照図（別途公表）の通りとし、その他のステッカー等の貼付は認められない。なお、T. R. A. 指定ステッカーの左右には十分な間隔を空けて貼付することとし、これに対する一切の加工は認められない。更にそれらの外観を毀損することも認められない

3. 特定広告の拒否

参加者は、参加者自身による特定の広告が拒否される場合があることをあらかじめ承知していただかなければならない。

第11条 ゼッケン番号〔共通〕

1. ゼッケン番号はT. R. A. レーシングパスポート申請に

基づき、T. R. A. が決定する。ただし、T. R. A. により登録制限がされているゼッケン番号（「86」等）



が存在する。また、ゼッケン番号は毎年更新されるものとし、前年度、使用ゼッケン番号の継続登録は、T. R. A. が定める優先登録期間内にT. R. A. レーシングパスポートの更新申請を行うこと。なお、期間内に更新されない場合や前年度レース未参加の場合、そのゼッケン番号の優先登録権利は失われる。

2. ゼッケンおよびゼッケンベースはT. R. A. 指定のものを使用し、「ゼッケンおよびゼッケンベース位置」参照図（別途公表）の通りの位置および角度で貼付しなくてはならず、その他の場所には貼付しないこと。また、すべての桁数においてゼッケンはゼッケンベース内の中央に配置すること。

3. 新規および登録変更をした参加者に配布するゼッケンおよびゼッケンベースは原則として1セットまでとする。それ以上の枚数が必要となった場合、T. R. A. にその旨申し出を行い、必要と認められた場合に限り配布される。

4. ゼッケン番号「1」は、2026年のプロフェッショナルシリーズチャンピオンドライバーが、ゼッケン番号「0」は2026年のクラブマンシリーズチャンピオンドライバーが翌年度使用する権利を有し、その権利を行使した場合、同様に登録していたゼッケン番号の使用権利は保持される。

第12条 T. R. A. レーシングパスポート〔共通〕

1. T. R. A. レーシングパスポートはT. R. A. 指定の方法で申請することにより、登録・発行される。

2. 参加者は、大会参加申込前までに、T. R. A. へ申請し登録を完了していること。

3. 参加する車両および封印エンジン、ドライバーはT. R. A. レーシングパスポートに記載さ



れたものとする。

4. T. R. A. レーシングパスポートは、大会参加受付時に必ず提出しなければならず、返却は公道走行チェック時に行う。ただし、公道走行チェック不合格車両に関しては、返却はせず、その修理報告書が提出されるまで、T. R. A. により管理される。
5. 登録車両が、シリーズ各大会に初参加する場合は、指定書類等に参加証明となる捺印を受けるものとする。
6. T. R. A. レーシングパスポートは毎年更新するものとし、T. R. A. が定める期間内に更新しなければならない。
7. 搭載する封印エンジンの変更、登録ドライバーの追加等が生じた場合、T. R. A. 指定の方法により変更申請を行うこと。ただし、更新には数日掛かることを考慮しておくこと。
8. 紛失した場合は速やかにその旨をT. R. A. に連絡し、再発行の手続きを受けること。ただし、更新および再発行には数日掛かることを考慮しておくこと。紛失した場合は、再発行の手数料を徴収する。

第13条 参加申込〔共通〕

1. 参加申込方法

当該大会オーガナイザー宛に、各大会特別規則書に準じて行うこと。

2. 参加申込時に申請する車両名には必ずそれぞれの車種名である「GR86」、「BRZ」の文字が含まれていなければならない。

3. 参加申込書類等 問い合わせ先

〔十勝スピードウェイ〕

〒089-1573 北海道河西郡更別村弘和477

十勝スピードウェイ TEL: 0155-52-3910

〔スポーツランドSUGO〕

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1

スポーツランドSUGO 四輪レース事務局 TEL: 0224-83-3127

〔モビリティリゾートもてぎ〕

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1

モビリティリゾートもてぎ モータースポーツ課 TEL: 0285-64-0200

〔富士スピードウェイ〕

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向694

富士スピードウェイ レース事務局 TEL: 0550-78-2340

〔鈴鹿サーキット〕

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992

鈴鹿サーキット SMS C事務局 TEL: 059-378-3405

〔岡山国際サーキット〕

〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210

岡山国際サーキット レース事務局 TEL: 0868-74-3311

〔オートポリス〕



〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8

オートポリス TEL: 0973-55-1111

4. 参加申込受付期間

大会	開催場所	受付開始日	受付締切日
第1大会	オートポリス	2月23日(月)	3月5日(木)
第2大会	スポーツランド SUGO	4月6日(月)	4月16日(木)
第3大会	岡山国際サーキット	5月18日(月)	5月28日(木)
第4大会	十勝スピードウェイ	6月29日(月)	7月9日(木)
第5大会	富士スピードウェイ	8月4日(火)	8月11日(火)
第6大会	鈴鹿サーキット	8月17日(月)	8月27日(木)
第7大会	モビリティリゾートもてぎ	10月16日(金)	10月26日(月)

第14条 参加料

(クラブマンシリーズ)

1大会1レース制 ¥46,200-(税込)

(プロフェッショナルシリーズ)

1大会1レース制 ¥71,500-(税込)

第15条 各大会の開催場所・日程、レース距離および決勝出走台数〔共通〕

大会	開催場所	大会期間	LAPS	レース距離	最大決勝出走台数
第1大会	オートポリス	4月5日	10	46.740Km	46台
第2大会	スポーツランド SUGO	5月16~17日	13	46.618Km	45台
第3大会	岡山国際サーキット	6月27~28日	12	44.436Km	44台
第4大会	十勝スピードウェイ	8月8~9日	14	47.670Km	36台
第5大会	富士スピードウェイ	9月5~6日	10	45.630Km	45台
第6大会	鈴鹿サーキット	10月3~4日	8	46.456Km	44台
第7大会	モビリティリゾートもてぎ	11月21~22日	10	48.010Km	45台

第16条 公式予選〔共通〕

1. 組分け方法

- ①. 公式予選を2組以上に分けて行う場合、参加受理時点でのエントリーリストを基に、前戦に出場し決勝レースおよびコンソレーションレースの結果(順位認定)を残した選手については、その結果の上位より、交互に組分けを行う。コンソレーションレース1位は、決勝レースの順位認定を受けた最終者の次順として扱い、それ以外の選手については、ゼッケン番号を基に、交互に組分けを行う。
- ②. シリーズ第1戦の場合は、ゼッケン番号を基に、交互に組分けを行う。

2. 組分けされた場合における決勝レースのスターティンググリッドの決定方法

公式予選が組分けされた場合の決勝グリッドは、各組の予選1位のタイムを比較しより速い組をポールポジションとし、交互に振り分けを行う。決勝グリッドが各組で均一に割り当てられない場合、最終グリッドは各組の予選タイムで1位と当該順位の予選タイムを比較しタイム差が少ないドライバーに与えられる。

第17条 公式予選 通過基準タイム〔共通〕

公式予選各組上位3台のベストタイム平均値に110%を乗じたものを公式予選通過基準タイムと



する。天候等による不可効力の場合は、大会審査委員会の決定によるものとする。

第18条 決勝レース〔共通〕

1. スタート方式はグリッドスタートとする。
2. 1大会で決勝レースを2レース（ダブルヘッダー）開催する場合の運用方法
 - ①. 公式予選結果を基に1stタイムで第1レースのグリッドを、2ndタイムで第2レースのグリッドを決定するものとする。
 - ②. 第1／2レースともに、順位・ファステストラップポイントは付与する。
 - ③. ポールポジションポイントは、第1レース決勝グリッドのポールシッターにのみ付与する。

第19条 コンソレーションレース

1. 各大会のクラブマンシリーズにおいて、最大決勝出走台数を上回る参加があった場合、予選不通過車両を対象とした、コンソレーションレースを行う場合がある。その場合、当該大会の参加者に対しスケジュール等は当該大会の公式通知をもって公示する。
2. 予選組分けされた場合のコンソレーションレースのグリッドは、各組の対象となる予選上位者のタイムを比較し、より速い組をポールポジションとし、交互に振り分けを行う。コンソレーションレースがフルグリッドになり各組で均等に割り当てられない場合、最終グリッドは各組の予選タイムで1位と当該順位の予選タイムを比較しタイム差が少ないドライバーに与えられる。

第20条 無線機器〔共通〕

無線機器での通話は携帯電話のみ認められ、競技車両のドライバーと同一チームのピットクルー・チームスタッフ間の通話に限られる。携帯電話を使用する場合はハンズフリー機能を有した機器を利用し、運転に支障がない範囲で、車両に確実に取り付けて、公式車検時に確認を受けること。なお、ヘルメットへの加工は、禁止する。

第21条 封印エンジンの修理禁止および交換申請〔共通〕

エンジンの封印を取り外して行う修理は認められない。また、エンジン本体を破損してしまった場合は封印済みのエンジン本体に交換しなくてはならない。その際はT. R. A. へ連絡をし、T. R. A. レーシングパスポートの更新やエンジン供給または交換の手続きを行わなくてはならない。

第22条 大会期間中の禁止作業〔共通〕

当該大会期間中の下記作業は、リペアエリア整備申請を含め、いかなる場合も認められない。

1. 車両交換
2. エンジン交換
3. トランスミッション交換およびトランスミッションの脱着、本体の分解を伴う作業
4. ディファレンシャル交換およびディファレンシャルの脱着、本体の分解を伴う作業

第23条 ボデーの修復〔共通〕

1. 競技会参加等によりボデーを破損し、T. R. A. より指摘を受けた場合は、次回参加時まで原状回復に努めなければならない。
2. ボデーの修復に関しては、トヨタ自動車㈱および㈱SUBARU発行の「ボデー修理書」に従い、ボデーの修復を行わなければならない。なお、ボデー交換による修復は認められない。

第24条 タイヤ運用〔共通〕

1. 公式予選、決勝レースを通じて使用出来るタイヤは1大会4本までに制限され、公式車両検査



時に使用するタイヤにマーキングが施される。

2. 参加者は、公式車両検査にてタイヤにマーキングを施されるまで、未使用の状態を保たなければならない。またマーキングを施した後も、その状態を公式予選開始まで保たなければならない。
3. 公式車両検査時に施されたタイヤのマーキングは、当該大会終了時まで保存しなければならない。尚、大会期間中、当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求める場合があり、その場合は指示に従うこと。
4. 公式車検にてマーキングが施されたタイヤを交換することはできない。但し、バースト等、やむを得ない理由の場合のみ、交換申請を行うことが出来る。その場合、T. R. A. が定める申請手順に従い、交換申請書を当該大会事務局に提出し、承認された場合のみ交換することが出来る。なお、公式予選中のタイヤ交換申請は認められない。

交換申請の場合は、テクニカルディレクターおよび当該大会技術委員長の承認を得た上で、最終的に当該大会審査委員会の承認を得ること。なお交換した場合、レースのスターティンググリッドはピットスタートとするが、複数の申請があった場合のピットスタート順は大会審査委員会の決定によるものとする。また交換後の成績によるポイントは付与されない。もしタイヤ交換を行った当該車両が「ファステストラップ」対象となった場合、次順を繰り上げてポイント付与対象者として選出するが、「順位ポイント」対象となった場合、対象者の繰り上げは行わない。

5. タイヤの裏組み（左右を逆に組み直す）は禁止され、タイヤマーキングは車両外側に向くようにすること。また、タイヤメーカーの指定（回転方向／外側／内側等）がある場合は従うこととする。なお、競技中は機材および道具（水・氷含む）等を用いて、タイヤを冷却することは禁止する。

第 25 条 燃料〔共通〕

1. 競技車両が大会参加時に使用する燃料は、J A F 国内競技車両規則第 3 編第 1 章第 8 条「燃料」に従い、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）自動車用無鉛燃料（ガソリン）を使用すること。
2. ガソリンスタンドで給油することを推奨するが、ガソリン携行缶（消防法令の基準に適合した容器）で作業を行う場合には、消火器などの消火準備を備え、安全に細心の注意を払って作業をするとともに、ガソリン携行缶の保管場所にも配慮する様にする。

第 26 条 エアバッグコンピューター／Eye Sight（アイサイト）〔共通〕

公式車両検査開始前までには、下記作業を行っておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。なお、公道走行チェック時には必ず、その機能の復元をしておくこと。

①. エアバッグコンピューター

エアバッグコンピューターのコネクターの取外し。

②. Eye Sight（アイサイト）

「車台番号 ZN8-034300 以降」の『GR86 Cup Car Basic』および「車台番号 ZD8-020184 以降」の『BRZ Cup Car Basic』は、Eye Sight システムの一時停止。



第27条 公式車両検査〔共通〕

1. 公式車両検査に合格した車両は、いかなる改造（加工・交換・追加・変更）も認められない。また、使用や事故による摩耗や損傷した部品の交換（修復）は当該大会技術委員長長の許可を受けた上で行う事とする。その際、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。
2. 公式車両検査を受けて以降、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで、競技車両を当該サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。また当該大会期間中にリタイヤした場合も、リタイヤ届けの受理後に特別に公道走行チェックを受けなければ場外への持ち出しは認められない。
3. 当該大会技術委員長は、決勝レース上位入賞車両に対し、最終車両検査として当該車両が装着したタイヤ（ホイールは含まない）の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者は、その指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは基本的に返還されないものとし、同一モデル・サイズもしくは同等の未使用新品タイヤが提供される。
4. 当該大会技術委員長が必要と判断した場合、当該車両に装着した部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならず、これに従わない場合は、失格までの罰則が適用されることがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはT. R. A. より代替品を貸与・提供する場合がある。
5. T. R. A. が必要と判断した場合、当該車両に装着した部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならず、これに従わない場合は、T. R. A. より厳しく罰せられることがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはT. R. A. より代替品を貸与・提供する場合がある。
6. 大会期間中のすべての検査は、大会技術委員長長の指定する場所において、オーガナイザーまたはT.R.A.によって用意された機材、器具によって行われる。これらの場所、機材、器具、および計測方法に対する抗議は認められない。
7. オーガナイザーおよびT. R. A. は、最終車両検査および部品提出に伴う作業費用を一切、負担しない。

第28条 T. R. A. 車両検査〔共通〕

T. R. A. が必要と判断した場合、公式車両検査とは別に車両検査を行う場合があり、当該車両に装着された部品の提出を求めることがある。その場合、指示に従って部品を提出しなければならず、これに従わない場合は、T. R. A. より厳しく罰せられることがある。提出された部品は基本的に返却されるが、一部の部品についてはT. R. A. より代替品を貸与・提供する場合がある。またT. R. A. は、部品提出に伴う作業費用を一切、負担しない。

第29条 車両保管〔共通〕

1. 競技車両は、予選・決勝終了後に当該大会競技役員もしくはT. R. A. により車両保管される場合がある。
2. 車両保管中に保管場所から持ち出すことが認められるのは、リペアエリア整備申請を大会技術委員長もしくはテクニカルディレクターが承認した場合のみとする。また、その申請を出来るのは、競技中の接触等により著しく車両を破損した場合のみとする。



3. 車両保管解除後は、車両を30分以内に引き取ること。

第30条 車両整備〔共通〕

大会期間中に認められる車両整備は以下のとおりとする。

1. エンジンオイル、トランスミッションオイル、デフオイルの点検補充、交換。
2. ブレーキの点検、ブレーキフルード／クラッチフルードの点検補充及び交換エア抜き作業。
(ボルトを外す作業は禁止)
3. 冷却水の点検、クーラント又は水の補充。
4. バッテリー液量点検、蒸留水の補充。
5. タイヤ（工具はスクレーパーのみ使用可）、ホイール清掃。
6. タイヤエア圧点検、調整。
7. ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認。
8. ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液又は水の補充。
9. ガソリン給油。
10. 各種ステッカーの交換。
11. 部品の取り外しを伴わないアライメント調整、車高調整。
12. 部品の取り外しを伴わない軽微な外装部品の修理。
13. 上記項目以外で車両より部品の取外しを伴わない各部の清掃。

ただし、リペアエリア整備申請により大会技術委員長もしくはテクニカルディレクターが承認した場合はこの限りではない。

第31条 リペアエリア整備〔共通〕

1. 競技中の接触等により著しく車両を破損した場合や車両に安全上の問題を抱え大会期間中に認められる車両整備以外の作業を行いたい場合は、リペアエリア整備申請により、作業を行うことが出来る。但し、リペアエリア整備申請を、大会技術委員長もしくはテクニカルディレクターが承認した場合に限られる。
2. リペアエリア整備申請の受付期限は下記とする。
 - ① 競技中の接触等により著しく車両を破損した場合は、各セッション終了後1時間以内。
 - ② 車両に安全上の問題を抱え大会期間中に認められる車両整備以外の作業を行いたい場合は、車両保管が無い場合は各セッション終了後1時間以内、車両保管がなされた場合は車両保管解除後1時間以内。
 - ③ なお、上記受付期限外の申請および制動装置（ブレーキパッド/ブレーキローター）の交換申請をした場合は、決勝レースをピットスタートとする。
3. 作業を行う場合は、T. R. A. が指定するリペアエリアにて、オフィシャルおよびT. R. A. スタッフ立ち合いのもと、作業を行うこと。

第32条 公道走行チェック〔共通〕

1. 全ての参加車両に対して、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行チェックが義務付けられる。
2. 公道走行チェックは、当該大会オーガナイザーが指定する時間・場所に於いて、大会競技役員立会のもと、T. R. A. が指定した検査員が実施する。各参加者は検査開始から60分以内に



チェック準備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。なお、車両破損等の影響により移動が出来ない場合は、T. R. A. スタッフに申告すること。

3. 検査項目：検査箇所は以下のとおりとする。

- ①. 車体外板
- ②. かじ取り装置
- ③. 制動装置
- ④. 走行装置
- ⑤. 緩衝装置
- ⑥. 動力伝達装置
- ⑦. 電気装置
- ⑧. 原動機
- ⑨. 排気系
- ⑩. 灯火装置・方向指示器
- ⑪. 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
- ⑫. 競技走行において異常が認められた箇所

検査内容はJAF指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従う。

ただし、下記検査内容を追加する。

- ・エアバッグ機能、Eye Sight（アイサイト）機能の復元
- ・最低地上高（9cm以上）
- ・車載カメラステー、ウィンドウネットの取り外し

4. 検査の合否と処置

- ①. 公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両はT. R. A. が管理し、その指示に従い規定の場所までキャリアカーで移動しなければならない（キャリアカーの手配および費用は当該参加者負担）。規定の場所とは車両所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。
- ②. 検査において不具合箇所が指摘された車両は、当該箇所の修理・整備作業が完了していることが分かる書面、資料、写真等が提示されないと、それ以降の本レースへの参加は受理されない。

5. 検査を受けなかった場合

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、且つその参加者、ドライバーおよび車両のそれ以降の本レースへの参加は認められない。入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合その車両の、後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第33条 各大会賞典およびシリーズポイント〔共通〕

1. 各大会賞典

- ①. 各シリーズ（コンソレーションレース含む）の大会賞典は下記の通りとする。
 - 1～3位／トロフィー・JAFメダル
 - 4～6位／トロフィー
- ②. 各大会の賞金、賞典は決勝出走台数により次のように制限される。



3台	1位のみ
4台	2位まで
5台	3位まで

6～7台	4位まで
8台以上	6位まで

2. シリーズポイント（コンソレーションレースは除く）

- ①. 各大会1戦ごとに、下記順位ポイントが付与される。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

順位ポイントは、当該レース完走者にのみ付与される。

なお完走周回数はトップ車両の周回数の70%以上（少数点以下切り捨て）とする。

順位ポイントの他に、下記各大会ポイントが1ポイントずつ付与される。

- ・決勝レースグリッドポールポジション（1大会2レース制の場合、第1レースのみ対象）
- ・決勝レースファステストラップ（非競技化状態/SC運用時のタイムは対象外）

- ②. 各ポイントは、上記諸条件を含め、決勝レースの成立を以て付与される。なお、シリーズポイント付与の最終決定は、T. R. A. が行うものとする。

3. 不可抗力によるレース中止の場合の取扱い

- ①. 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合レースは成立せず、ポイントと賞典は与えられない。
- ②. 先頭車両が2周回以上を完了し、かつ走行距離がレース距離の75%未満でレースが中止された場合、レースは成立し順位ポイントと賞典は半分が与えられる。
- ③. 先頭車両がレース距離の75%以上を完了した後にレースが中止された場合、レースは成立し、ポイントと賞典は全て与えられる。

4. シリーズポイントランキング

最終シリーズランキングを決定する際、シリーズポイント集計は全戦ポイント制とする。同ポイントの場合の順位は獲得得点の回数の多い順に決定される。なお、獲得得点の回数がある場合は最終戦時のポイントで決定され、それでも決まらない場合はカウントバック方式により最終戦の前戦時、前々戦時・・・のポイントによって決定する。なお、シリーズポイントランキングの最終決定は、T. R. A. が行うものとする。

第34条 本規定に記載されていない項目〔共通〕

本規定に記載されていない全ての項目は、各大会の特別規則書および公式通知により示される。なお、本規定の変更や解釈は、T. R. A. ブルテンとしてT. R. A. より公示される。



車両規定（暫定）

定義 本車両規定は、2026年JAF国内競技規則 自動車登録番号標付車両によるレース開催規定第2条参加車両に依る2026年JAF国内競技車両規則第3編第5章「スピードSA車両規定」および第7章「スピードB車両規定」に準拠した規定となり、本競技規定・車両規定に定められていない項目については、加工・変更等の改造は認められない。

車両 参加車両は「GR86 Cup Car Basic」（車両型式：ZN8-VPNT8*）および「SUBARU BRZ Cup Car Basic」（車両型式：ZD8*288）とし、TRDにより封印が施されたエンジン本体を搭載していること。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、本競技規定・車両規定に定められていない項目は、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならず、乗車定員の変更は認められない。
※「*」は、A、B、C等の記号を表す。

部品 1. 指定部品：T、R、Aより使用が義務付けられた部品。
指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
2. 認定部品：T、R、Aより使用が認められた部品。
認定部品以外に純正部品の使用も認められる。
※指定部品・認定部品は、T、R、Aが別途発行する「指定／認定部品リスト」に掲載されているものの使用が認められる。
※T、R、Aが認めた（車両規定およびブルテンに記載されている）場合を除き、指定部品・認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。
※指定部品・認定部品を含む、各種部品の装着・取付は、トヨタ自動車(株)もしくは(株)SUBARU発行の「修理書」および各部品メーカー発行の取付に関する説明書等に従うこと。

第1条 安全規定〔共通〕

改造および付加物の取り付け（位置・方法等）などにより当該大会技術委員長もしくはテクニカルディレクターが安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1. 安全ベルト

- ① T、R、A指定部品の使用が義務付けられる。
- ② ラベルに表示されている使用期限の過ぎたものやストラップおよび構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故により安全ベルトに強い衝撃を受けた場合ストラップおよび構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
- ③ 取り付けに関してはJAF国内競技車両規則第5編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
- ④ 安全ベルトは競技中以外の装着は許されない。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。



2. 消火器

全ての車両に消火器の装着が推奨される。ただし、取り付ける場合はJ A F国内競技車両規則第3編第1章第9条9. 1. 1に従う事。

3. ロールケージ

加工・変更等の改造は認められない。ただし、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。

4. サーキットブレーカー

取り付けは認められない。

5. イグニッションスイッチ

イグニッションスイッチはその位置が確認出来るよう黄色で明示しなければならない。

6. 牽引用穴あきブラケット

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。ただし、一般公道では使用しないこと。また、リヤ側の取付位置は車体左側とする。

7. ウィンドウネット

装着することが認められる。ただし、確実に取り付けること。

第2条 改造規定〔共通〕

1. 車両規定に定められていない項目は当初のままで、変更（取り外し・追加・使用方法等）および加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。また、車両規定により交換可能な部品は、国内で一般的に市販されているもの（カタログやエビデンス等の提示を求める場合有）とし、未発売品／試作品等の使用、部品に対する加工等の改造は認められない。
2. 国内で販売されている「GR86 Cup Car Basic」および「SUBARU BRZ Cup Car Basic」の純正部品は、それぞれの車両でのみ使用することが許される。
3. 年次改良モデル（アプライドモデル）毎、マイナーチェンジ前後車両および異なるグレードの部品はT. R. A. より使用許可の公示がない限り許されない。

第3条 エンジン・エンジン補機類〔共通〕

1. エンジン本体

エンジン本体はTRDにより封印されたものを搭載していなくてはならない。また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は許されない。

2. フライホイール

加工・変更等の改造は認められない。

3. オイルポンプ

加工・変更等の改造は認められない。

4. オイルフィルター

変更は自由。ただし、取り付け位置の変更は認められない。

5. オイルフィルターキャップ

変更は自由。

6. エンジンオイル片寄防止部品



T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

第4条 電気系統〔共通〕

電氣的に、諸装置を作動・調整する事が出来る装置（ECU等全てのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されているものおよび当規定で認められたものを除き装着は許されない。

1. バッテリー

本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等で、取り付けステーにて確実に固定されていなくてはならない。また、搭載位置の変更、ボデーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。

2. 点火系統

点火プラグの変更は認められない。また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。

3. セルモーター

加工・変更等の改造は認められない。

4. ECU

追加および加工・その他の変更等の改造は認められない。ソフトウェアはT. R. A. が指定したデータ以外は使用出来ない。

5. 配線

当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工以外は認められない。また、車両診断コネクタへの接続および分配は認められない。

第5条 吸排気系〔共通〕

1. 吸気・排気マニホールド

加工・変更等の改造は認められない。

2. マフラーおよび排気管

（クラブマンシリーズ）

加工・変更等の改造は認められない。

（プロフェッショナルシリーズ）

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

3. 排出ガス

完全暖機運転後アイドル状態にて、CO：1%・HC：300ppmを越えないこと。

第6条 冷却系統〔共通〕

1. ラジエター

ラジエターキャップの変更以外は認められない。

2. サーモスタット

変更および取り外しは認められる。

3. ラジエターファンおよびファンスイッチ

加工・変更・追加等の改造は認められない。

4. ラジエター配管



リザーバタンクの加工・変更等の改造は認められない。また、ホース類の変更等の改造は認められない。ただし、水温計測を目的とした温度センサー取付のための最小限の加工は認められる。

5. エンジンオイルクーラー

加工・変更等の改造は認められない。

第7条 シャシー〔共通〕

1. 最低地上高

最低地上高 9.0cm 以上を確保すること。

また、上記を満たした状態で以下の2点についても指定の地上高を確保すること。

- ①. ローアームサポートプレート（車両前方側）とボデーの締結ボルト最下面 14.0cm 以上
- ②. リヤサスペンションメンバ SUB-ASSY（車両後方側）とボデーの締結ボルト最下面 27.0cm 以上

2. 全長および全幅

変更は認められない。

3. 最低重量

（クラブマンシリーズ）

1, 247 Kg

（プロフェッショナルシリーズ）

1, 229 Kg

- ①. 上記は、燃料、潤滑油、冷却水を含み、ドライバーを除いた車両の最低重量とし、常に保たなければならない。
- ②. バラストの使用は認められない。

4. ラバーマウントおよびブッシュ

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

第8条 駆動系〔共通〕

1. クラッチディスク・クラッチカバー

変更は自由。ただし、シングルタイプに限り、変更が認められる。

また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

2. トランスミッション

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

3. トランスミッションオイルクーラー

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

4. 変速レバー

ボルトオンで装着出来るものに限り変更が認められる。

5. シフトノブ

変更は自由。ただし、シフトパターンは運転席から容易に識別出来るように表示すること。

6. 最終減速比

加工・変更等の改造は認められない。

7. ディファレンシャル



T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

8. ディファレンシャルオイルクーラー

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。なお作動させるためのスイッチ、ディファレンシャルカバーを接続するための部品の取付およびその取付に伴う最小限の加工は認められる。

9. ディファレンシャルカバー

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

第9条 制動装置〔共通〕

部品取付に伴う最小限の加工は認められる。

1. ブレーキキャリパー

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

2. ブレーキローター

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

3. ブレーキパッド

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

4. ブレーキホース

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

第10条 サスペンション〔共通〕

1. サスペンション

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。なおサスペンションおよびその取り付け部位の補強は認められない。

プロフェッショナルシリーズ参加車両の片側キャンバー上限値を、フロント/リヤともに -3.0° とする。

2. スプリング

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

3. スタビライザー

加工・変更は認められない。

4. フロントスタビライザーリンク

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。ただし使用する場合は、サスペンションと同一メーカー部品もしくは純正部品とする。

5. アームおよびロッド類

T. R. A. 認定部品のブッシュ変更は認めるがそれ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。

第11条 かじ取り装置〔共通〕

1. ステアリングホイール

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

2. ステアリングコラム〔SUBARU BRZ Cup Car Basic (アプライドモデルZD8A/B/C)のみ〕



(クラブマンシリーズ)

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

(プロフェッショナルシリーズ)

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。

第12条 タイヤおよびホイール〔共通〕

1. タイヤサイズ：215/45R17
2. 使用するタイヤは、全て同銘柄（左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン）とする
3. タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
4. タイヤおよびホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェンダーから突出していないこと。
5. タイヤ中心より両側55mmの範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm以上有すること。
6. 通常走行時の摩耗以外のタイヤの加工（削り等）は禁止される。当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。
7. ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。
8. 使用出来るホイールは全て同一のものとし、サイズは「17インチ/7.5J（JJ）インセット44～48mm」のT. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。
9. ホイールナットの材質および形状の変更は認められるが、タイヤまたはホイールの最外側部より突出しないこと。
10. ホイールハブリングを使用することは認められる。
11. ホイールスペーサーの使用は認められない。

第13条 タイヤ銘柄〔共通〕

各シリーズで使用出来るタイヤ銘柄は、T. R. A. に申請登録・承認をされた下記とする。各タイヤメーカー1銘柄指定の為、表内タイヤメーカーの他銘柄は使用不可。他タイヤメーカー銘柄の追加承認、下記使用可能タイヤに変更があった場合は、改めてT. R. A. より公示する。

(プロフェッショナルシリーズ)

タイヤメーカー	銘柄（商品名）	商品コード
住友ゴム工業	DUNLOP DIREZZA β07	<u>363035</u>
ブリヂストン	POTENZA RE-10D	<u>PSR18550</u>

※『住友ゴム工業「DUNLOP DIREZZA β07」（商品コード「363035」）』は、製造年表記（シリアル）“0326”以降とする。

※『ブリヂストン「POTENZA RE-10D」（商品コード「PSR18550」）』は、製造年表記（シリアル）“0326”以降とする。

※使用可能タイヤに変更があった場合、それまで使用可能だったタイヤ銘柄の使用期限を、公示後、1大会とし、それ以後の大会で使用することは出来ない。

(クラブマンシリーズ)

タイヤメーカー	銘柄（商品名）	商品コード
住友ゴム工業	DUNLOP DIREZZA ZIII CUP	357166

※『住友ゴム工業「DUNLOP DIREZZA ZIII CUP」（商品コード「357166」）』は、製造年表記（シリアル）



“1924”以降とする。

第14条 車体〔共通〕

1. 自動車登録番号標

加工・変更等の改造は認められない。

2. スパッツ（フロントホイールオープニングエクステンションパッド）

スパッツ（フロントホイールオープニングエクステンションパッド）の取り外しのみ認められる。

品番：SU003-09284/59123CC020

（フロントホイールオープニングエクステンションパッド RH/プレート, フラップ ライト）

SU003-09285/59123CC030

（フロントホイールオープニングエクステンションパッド LH/プレート, フラップ レフト）

3. トランク

加工・変更等の改造は認められないが、トランクダンパーは取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により作動しないようにしなくてはならない。

4. フロントガラス・フロントドアガラス（運転席・助手席）

①. 純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合したガラスの使用を認める。

②. 保安基準に適合した保護フィルムの使用を認める。ただし、経年劣化等により保安基準を満たしていないと判断された場合は、使用することはできない。

5. クォーターウィンドウガラス

①. 純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合した無色のガラスの使用を認める。

②. 透過率70%以上を満たした無色の保護フィルムの使用を認める。ただし、経年劣化等により前記の基準を満たしていないと判断された場合は、使用することは出来ない。

③. 塗装および色付フィルムの貼り付けやステッカーの貼り付けはT. R. A. が認めたもの以外は許されない。

6. バックウィンドウガラス

純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合した無色のサイドガラスおよびリヤガラスの使用を認める。また塗装および色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けはT. R. A. が認めたもの以外は許されない。

7. ボデー補強

空洞への充填材注入（当初より充填されている部位を除く）も含み、一切の補強は認められない。

8. エンジンアンダーカバー

下記品番の部品を取り外すことが認められる。

品番：SU003-09168/56410-CC000

（エンジンアンダーカバーNO. 2/アンダーカバー COM FTM）

9. エンブレム

車両前後に取り付けられているエンブレムは、取り外し・加工等の改造および外観を毀損することは認められない。

10. ヘッドランプ/リヤコンビネーションランプ



T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

11. クリアランスランプ/ターンシグナルランプ/バックアップランプ/ライセンスプレートランプバルブ

交換のみ認められる。

12. 導通性シート

導通性能を有するフィルムやシート、ステッカー類の追加貼付は認められない。

13. ワイパーブレード・ワイパーゴム

変更は自由。

第 15 条 車体内部〔共通〕

1. 内装

当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除および加工することは認められない。

2. 防音材

加工・変更等の改造は認められない。

3. ペダルカバーおよびヒールプレート

装着することが認められる。ただし、確実に取り付けること。

4. フットレスト・ニーレスト

装着することが認められる。ただし、確実に取り付けること。

5. 座席

①. 運転席側シートは、保安基準に適合した J A F 国内競技車両規則第 3 編第 5 章 9 条 9. 4.

9 の規定と推奨条件を満たしたバケットタイプ（セミバケットタイプは不可）の装着を義務付ける。F I A で公認を受けた座席を装着する場合は、使用限度を超えての使用と固定点の変更は認められない。なお、助手席側シートの変更は認められない。

②. シート/シートレール/シートレールブラケット（サイドステー）は、組み合わせた状態で保安基準に適合していること。また大会期間中に求められた場合は、保安基準に適合していることを証明しなければならない。

6. 身体障害者用操作装置

身体障害者用操作装置を装着する事が出来る。ただし、健常者の使用は認められない。

7. ヒーター・エアコン

ヒーターおよびエアコンの取り外しは認められない。また正常に機能してはならない。

8. 補助メーター

使用が認められる。ただし、車両診断コネクタへの接続、車両の信号通信配線から分岐するのは使用が認められない。

9. データロガー

T. R. A. 指定・認定部品専用の車両ハーネスは、T. R. A. 指定・認定部品の結線以外は認められない。

（クラブマンシリーズ）

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。その他については、電源を内蔵電池またはシガーラ



イターソケットから取るGPSデータロガーの使用は認められる。

(プロフェッショナルシリーズ)

T. R. A. 指定部品の使用が義務付けられる。また、T. R. A. より指示があった場合、データロガーシステムのデータを提出しなければならない。

10. ラップタイム自動計測装置

ラップタイム計測を目的としたもので、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るものに限り取り付けが認められる。ただし構成部品を含め車体外への取付は認めない。

11. インナーミラー

加工・変更等の改造は認められない。

12. フロアマット

専用フロアマットは、取り外さなくてはならない。

13. 車載カメラ

装着が認められるが、乗員の保護を十分に考慮した取付位置・取付方法にて確実に取り付けて、公式車検時に確認を受けること。なおプロフェッショナルシリーズ参加車両は、T. R. A. が指定・管理する車載カメラ（ドライブレコーダー）を装着しなければならない。

14. クール・アンダーウェア用冷却システム

クール・アンダーウェアを使用する場合、これに伴う冷却システムを搭載することが認められる。ただし、確実に取り付けること。なお、車両との結線はシガーライターソケットから電源を取ることを目的としたもの以外は認められない。また、取付に伴うボデーへの加工も認められない。

第15条 アクセサリー部品〔共通〕

JAF国内車両規則第5編細則に定められた「アクセサリー等の自動車部品」であっても、下記および当車両規定に定めるもの以外は、取り付け・変更は認められない。

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、サイドバイザー、スカッフプレート、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、音響／映像機器、盗難警報システム、ETC車載器

第16条 統一解釈〔共通〕

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人に参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。